

令和2年3月27日

那須信用組合

那須町と那須信用組合・第一勧業信用組合との包括連携協定について

概要 那須町（栃木県那須郡那須町大字寺子丙3番地13 町長 平山幸宏）と那須信用組合（本店：栃木県那須塩原市永田町6番9号 理事長 菊地一浩）・第一勧業信用組合（本店：東京都新宿区四谷2丁目13番地 理事長 新田信行）が相互に連携し、各々が有する資源や能力を有効に活用しながら、産業振興・まちづくり等に関する取組を推進することにより、相互の発展及び地域創生の実現に資することを目的として、包括連携協定を締結しました。

■内容

○ 協定内容

- （1）産業振興に関すること
- （2）まちづくりに関すること
- （3）その他の目的を達成するために必要な事項に関すること

○ 協定の有効期間

協定締結の日から令和3年年3月31日までとする。

ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、いずれからも書面により特段の申出を行わない場合がない場合は、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とします。

○ 効果

那須信用組合と第一勧業信用組合は、平成28年11月、那須塩原市と那須信用組合・第一勧業信用組合は、平成30年12月に連携協定を締結しています。今回那須町が両信用組合と本協定を締結し、それぞれ

の強みを生かして様々な分野で連携・協力することにより、地域創生に関する取組を効果的に実施することができます。

※ 本締結式を本日午後 4 時から那須信用組合黒田原支店 2 階会議室にて、開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染予防の観点から締結式を中止と致しました。

※ 締結式は、中止と致しましたが、本件の包括連携協定は本日付で締結致しました。

本件に関するお問い合わせ

那須信用組合 地域支援部 担当 川島、関谷

TEL 0287-36-1230 FAX 0287-36-5658

